

第138回 広島2人デモ

2015年10月9日（金曜日）18:00～19:00
金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です



There is no safe dose of radiation

「放射線被曝に安全量はない」

世界中の科学者によって一致承認されています。

明瞭になってきた安倍政権、 騙しの再稼働戦略 — 全面協力するマスコミ —

本日のトピック

- 川内原発“2匹目のドジョウ”を狙う伊方原発
- 安倍政権の再稼働戦略 原発地元 騙しのテクニック
- 説明会になっていない“地元説明会”
- 鹿児島県知事はなぜ地元説明会を急いだのか
- “30km自治体同意”——いったい何に同意するのか？
- 原子力防災会議、“お墨付き”の誤魔化し
- 「政府が責任を持って対処する」の誤魔化し

- 佐賀県知事が説明する安倍政権「騙しの再稼働戦略」
- 検査のための原子炉起動を“再稼働”とする安倍政権の狙い
- なぜ発行部数世界ランキング上位に日本の一般紙が集まるのか？
- 現在の日本の新聞体制は、戦前40～41年に完成した国家総動員体制の時に成立した
- 異常に高い日本人の新聞に対する信頼度

図1 37 社会 10版 2015年(平成27年)10月7日 水曜日 第138回 楽行 月号

再稼働に向けた準備が進む四国電力伊方原発（愛媛県伊方町）をめぐり、愛媛県の中村時広知事は6日、政府の原子力防災会議（議長・安倍晋三首相）に出席。原発事故時の責任をめぐり安倍首相の発言を「踏み込んで（発言を）いたただいた」と評価し、再稼働の同意判断に向けた課題が一つクリアされたとの認識を示した。ただ、判断時期は「全部の条件がそろってから」とし、明言を避けた。安倍首相は会議で、国の関係機関と地元自治体などで行う協議が8月にまとめた伊方原発の住民避難計画について、具体的かつ合理的だと報告を受け、「了承した」と述べた。さらに、原発事故時の責任について「国民の生命、身体や財産を守ることは政府の重大な責務であり、責任を持つて対処すること発言した。中村知事によると、安倍首相の発言に先立ち、会議

愛媛知事、首相発言を評価 原子力防災会議 伊方再稼働で

※赤線は当方による強調

の席上で原発事故時の最終的な責任について国の考えを聞いたのだという。「最高責任者である総理の直接の言葉は意味が違ふ。県民に報告できる」と述べた。（熊井洋美）

（今回チラシでは前回チラシ「安倍クーデタ内閣」からの続きとして日本の言論の機能不全“報道の自主規制”をテーマとして取り扱う予定でしたが、四国電力・伊方原発再稼働を巡る動きが急になってきましたのでテーマを差し替えます）

川内原発“2匹目のドジョウ” を狙う伊方原発

図1は2015年10月7日付け朝日新聞が掲載した「伊方原発再稼働」へ向けて、雰囲気作りのためのプロバガンダ記事です。この記事を出発点として安倍自公連立政権の、「騙しの再稼働戦略」を見ていこうというのが今回チラシのテーマです。

図1の記事では、「伊方原発再稼働で」と見出しを打っています。この場合の「再稼働」はいったいどういう意味でしょうか？

というのは、安倍自公政権の原発再稼働戦略に全面的に協力するマスコミは、九州電力川内1号機が使用前検査中の「原子炉起動」を「再稼働」と「報道」することを申し合わせ、川内1号機の2015年8月11日の原子炉

起動を“再稼働”としたからです。この10月15日には、今度は川内2号機が起動後検査のための原子炉起動を予定していますが、恐らくマスコミは今度も揃って、この原子炉起動を“川内2号機再稼働”と報道するでしょう。（この起動で原子力規制委は、規制基準適合性審査の最終段階である“使用前検査”の中のまたまた最終段階の“起動後検査”を開始しました。そして9月10日に起動後検査を終了、使用前検査に合格、規制基準適合性審査を終え、晴れて新規規制基準に合格となり、そのまま通常営業運転＝再稼働に入りました）

しかしこの朝日新聞の記事で、「再稼働」としているのは明らかに“検査のための原子炉起動”ではありません。明らかに、私たちが今まで使ってきた意味での再稼働、すなわち原発の“通常運転再開”の意味です。規制基準適合性審査の一環としての“検査のための原子炉起動”のことを「再稼働」と呼んでいるなら、この「再稼働」に愛媛県知事や伊方町の同意などは全く必要がないからです。法令に則った検査であり、そのための原子炉起動なのですから。内閣総理大臣の同意ですら必要ありません。つまりマスコミは8月11日以降、再稼働という言葉に全く異なった2重の意味で使わなくてはならなくなり、これが読者の混乱に一層の拍車をかけます。

<5頁に続く>

安倍政権の再稼働戦略 原発地元 騙しのテクニック

山口祥義佐賀県知事の発言から示唆される「国主導による再稼働シナリオ」の存在

「…また、国は、個別プラントの設置変更許可が出て、基本的な安全性が確認された段階から、理解を得ていく範囲や住民への説明をどのようにするかも含め、各地域と協議しながら、具体的な対応を考えていくとされています」ので、県としては、国から協議があったときに、国の再稼働に関する考え方をしっかりと確認した上で、他県の事例も参考にしながら、県としての考え方を整理していきたいと考えています。…」 ※赤字は当方による強調

【参照資料】佐賀県の web サイト「玄海原発避難計画と再稼働に関する質問・要請」への山口祥義佐賀県知事からの回答(2015 年 4 月 9 日)より「(4)再稼働に対する地元同意について」の回答抜粋 <<https://www.pref.saga.lg.jp/web/var/rev0/0178/9765/shimindantaikaitou150225.pdf>>
玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 <<http://saga-genkai.jimdo.com/>>

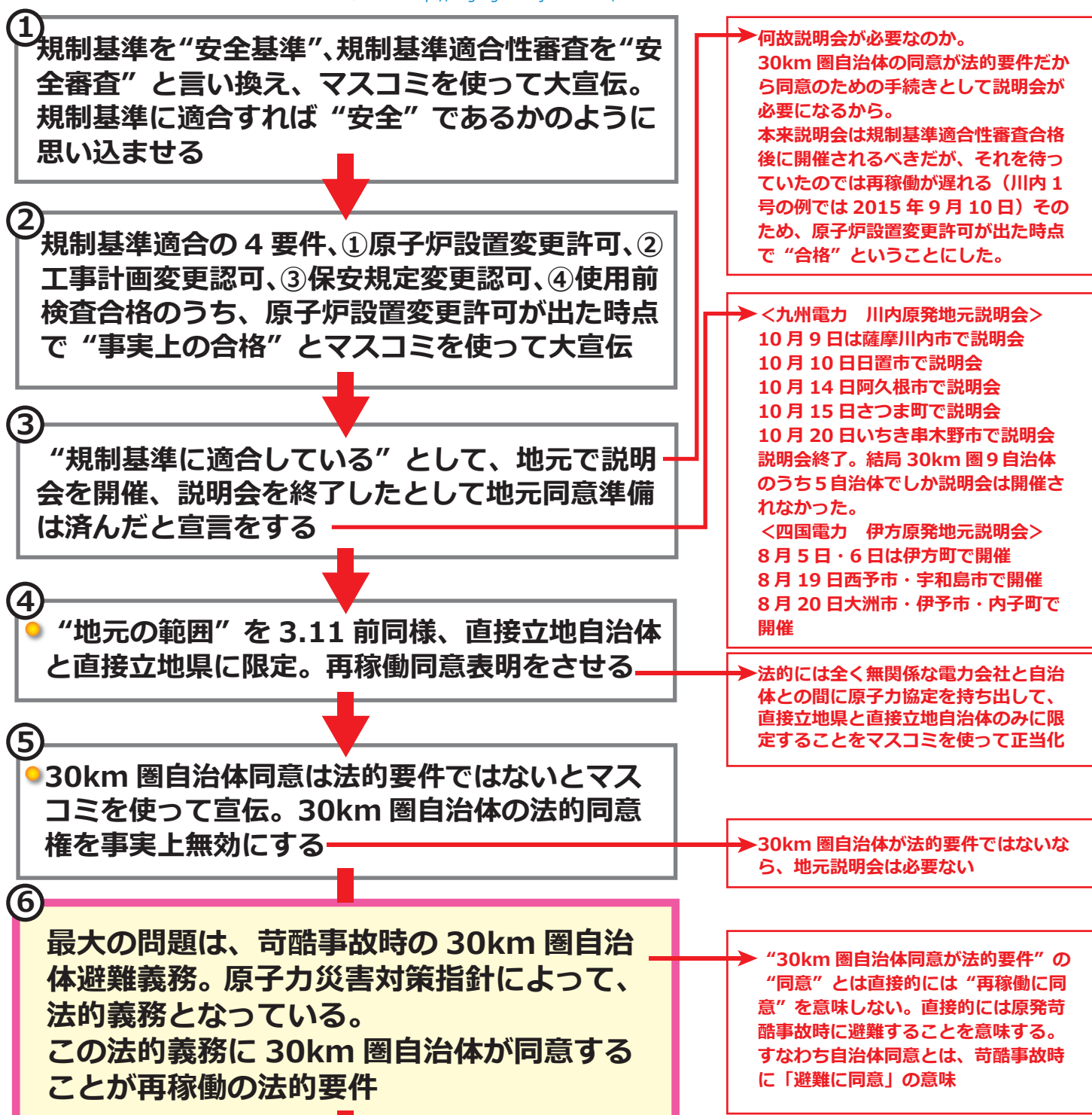


表 1-2

<前頁より続き>

⑦ 30km 圏自治体同意の証が苛酷事故時の避難計画の提出。避難計画に実効性がない、という主張は、“避難に同意しない”と同義になり、これへの対策が緊急課題となる。
 というのは、避難に同意しない、となると法的要件を満たさなくなる

苛酷事故時、避難は規制委の規制基準を支える“5層の深層防護”体系の第5層の重要防護手段であるにも関わらず、避難計画の実効性については審査のしきみがない。
 規制委も審査しないし、国の行政機関のどこにも審査が義務づけられていない。それどころか、避難計画実効性に関する審査基準すら存在しない

対策1 ⑧ 内閣原子力防災会議を設置し、ここで「当該避難計画は具体的かつ合理的である」とし、“了承”するとしておすみつきを与える

原子力防災会議には、法的にも避難計画の実効性を審査するしきみはないし、実質的にも審査能力を持っていない。事務局スタッフは内閣府の原子力防災担当が兼任している。つまり、原子力防災会議の“了承”は空手形

対策2 ⑨ 30km 圏地元自治体には「避難計画に完全はない」と宣伝。避難計画の“実効性”問題を、避難計画の“完全性”問題にすり替えて避難計画に対する不満や批判を自治体に抑え込ませる

バリエーションとしては、「パーフェクトな避難計画はない」「避難計画は避難訓練を重ねながらより完全なものに近づける」「避難計画は時間をかけてより完全なものにする」などがある。
 いずれも避難計画の実効性から目をそらせる言い方。一度経験すれば、二度目はない原子力災害（放射能災害）と地震・津波・土砂災害などの自然災害を意図的に混同させる言い方でもある。
 どういう形で起こるかかわからない放射能災害に避難訓練などは全く有効性を持たない

⑩ 以上の観点、すなわち「原子力規制委の規制基準を合格した原発は安全である」「30km 自治体同意は再稼働の法的要件ではない」「原発苛酷事故時の避難計画には完全はないから、時間をかけてより完全に近づけなくなる」などの宣伝をマスコミを通じて繰り返し日本社会にすり込み、原発再稼働の地ならしを行う

バリエーションの一つは、原子力災害地域防災協議会（内閣に置かれた原子力防災会議メンバーと原発災害広域自治体関係者として作る広域地域協議会。現在 13 協議会ある）が当該地域原発苛酷事故時の広域防災計画を見直した、とか具体的かつ合理的と認めた、などとする決定。
 これもマスコミが報道という形ですり込んでいるが、実態を持たないし、決して実効性ありとは明言しない。実効性は基準に基づく審査ではじめて検証されるものだから

次頁へ

次頁へ

<次頁へ続く>

11

原発地元に対する騙しとして、「原発事故が起これば国が責任を持つ」と発言。
 原発事故が起これば国が収拾・補償などの全責任を負うかのような錯覚効果がある。
 実際には法令上、国は災害に対して、指導、支援、援助する立場にあり、避難や補償に関しては第一義的責任を負わないことになっている

例えば愛媛県の中村時広知事は、原子力防災会議に出席して安倍首相から苛酷事故時は国が責任を負うとの発言を得た、としているし、鹿児島県の伊藤祐一郎知事は、当時の経済産業省大臣から苛酷事故時には国が責任を持つとの確約を文章で得たとしているほか、再稼働に賛成する自治体の首長及び地方議会は「苛酷事故時は国が責任を持つ」との点を同意理由に挙げている

国が責任を持つというのなら、まず法令上、そのように変更すべき

福島原発事故では法令通り国は避難指示は出したが、住民の避難に全責任を負ったのは各自治体。
 また補償責任は東電が負い、国が負っていない、これも法令通り。
 騙しの手口とすれば一番悪質

12

原子力規制委員会の適合性審査の最終段階である「使用前検査」のそのまた最終段階である「起動後検査」に伴う原子炉起動を“再稼働”と宣伝。
 一挙に違法な再稼働へ向けて強行突破の最終準備を整える。
 結局 30km 圏自治体同意が再稼働の法的要件であることから、完全に目を塞ぐことになる

検査のための原子炉起動を再稼働とすることは規制基準適合前に再稼働が行われることになり、事情を知らぬ一般国民に諦め効果を与えるほか、規制基準適合後の通常営業運転再開、すなわち本物の再稼働から社会の注目を逸らせる効果を持つ

さらに、規制基準適合性審査全体のある 1 点（検査のための原子炉起動）を再稼働することによって、これまで積み上げてきた再稼働という言葉を使っただけの議論を一挙に無意味にする効果を持つ。
 例えば、再稼働のための法的要件とは何かなどの議論は意味を持たなくなる。
 再稼働に関する議論を「通常営業運転再開」などという言葉に言い換えて、議論しなければならなくなる

災害対策基本法

第三条第 1 項 (国の責務)

国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

図 10 朝日新聞（大阪本社版）2015 年 8 月 27 日（木）10 版 5 面

5 総合 5 10 版 2015 年(平成 27 年)8 月 27 日 木曜日 享月

四国電力伊方原発（愛媛県伊方町、7 月撮影）

半島先端部も「即避難」

重大事故時 伊方原発 5 キロ圏外でも

四国電力伊方原発（愛媛県伊方町）の住民避難計画について、国の関係機関や地元自治体などで行う協議会は 26 日、原発がある半島の先端部を半径 5 キロ圏と同様に、重大事故時に即避難を始める「予防避難エリア」と位置づける避難の具体策などを確認した。原発が細長い半島の付け根にあり、先端部の住民約 5 千人をどう避難させるかが課題になっていた。

国が関わる避難計画は、九州電力川内原発（鹿児島県）に続き 2 例目。避難計画は原子力規制委員会の審査の対象外だが、「自治体まかせ」との批判を受けて一昨年 9 月に国が支援するよう安倍晋三首相が指示。原発が立地する全国 13 地域についてそれぞれ作業部会が設けられ、内閣府の原子力防災部門が策定を支援している。

佐田岬半島は東西約 50 キロに細長くのびる。先端部の住民は陸路だと付け根にある原発に向かうことになるなど避難が難しく、孤立する恐れが指摘されている。このため、先端部は 5 キロ圏の外であっても、5 キロ圏内（約 5,000 人）と同じ扱いをする予防避難エリアと位置づけ、原子炉の冷却機能喪失といった重大事故時に即避難することにした。

計画では、半島を貫く主要避難路の国道が寸断される事態も想定。船で対岸の大分県や愛媛県の遠隔地へ逃げる。天候がよければヘリコプターでの空路避難も併用する。港が使えないか船の確保が難しいときは屋内退避とし、住民が先端部にこどもを連れて避難している。また、予防避難エリアに自力避難が難しい高齢者や子どもら約 860 人（支援者を含む）いると想定し、避難に必要なバスと福祉車両は計 59 台と試算。5 キロ圏内は約 8,500 人（同）、52 台が必要と想定した。いずれも学校や福祉施設、四電、バス会社などから必要台数を確保できる見通しとしたが、内閣府の担当者は「緊急時にどのバスをどこへ行かせるかや、（被曝を把握する）運転手への個人線量計の配布などはこれから詰める必要がある」と語る。

※赤線は当方による強調

前頁から

前頁から

愛媛県の中村時広知事は、2015年10月6日、内閣に設置された原子力防災会議（議長：安倍晋三首相、事務局は内閣府原子力防災担当）に出席し、安倍首相から、伊方原発事故時には政府が責任をもつ、との発言があった、かのような思わせぶりの書き方になっています。安倍氏はこの記事によれば「国民の生命、

身体や財産を守ることは政府の重大な責務である」という発言があったとしています。この内容ならば、原子力災害対策基本法など各原子力規制関連法令の第一条に書いてある内容であり、別段に新しい内容ではありません。この記事によれば、中村知事は、「（首相から）踏み込んだ発言があった」とし、また「最高責任者である総理の直接の言葉は意味が違う。県民に報告できる」とことさらに有り難がって見せています。また朝日の記事も、ことさらに安倍氏の法律通りの言葉になにか特別の意味があるかのような思わせぶりのいかたになっています。実際には、後でもみるように、原子力災

害において住民の生命、健康、身体、財産に直接の責任を持つのは、各市町村自治体であり、国はこれら自治体に対して「指導・支援・援助」を与えるに過ぎません。「国が責任を持ってくれる」という、法令に根拠をもたない「ホラ話」を伊方原発地元の人たちに信じ込ませ、伊方原発再稼働に対する抵抗感を取り除こうというのがこの記事の眼目です。安倍自公政権の「騙しの再稼働戦略」、それを国民に信じ込ませるマスコミの協力ぶりの一端がうかがえる記事です。

さらにこの記事ではもう一つ「騙し」を行っています。原発苛酷事故時の「避難計画」が、原子力防災会議が「具体的かつ合理的だとの報告を受け了承した」とする部分です。後でも詳しくみありますが、原子力防災会議には、法令上「避難計画を審査する権限」も実際上の機能も持っていないのです。防災会議の「了承」は、やはり原発地元に「避難計画は政府が大丈夫だ、実効性がある」と請け負った、と錯覚させる「騙し」なのです。これを朝日新聞など政府プロパガンダ機関が一斉に国民に刷り込む仕掛けとなっています。

“原子炉設置変更許可取得”を“審査合格”とする騙し

図2はやはり朝日の記事で実際の紙面上は1頁図1と組み合わせられています。この記事では、“地元同意”を愛媛県と伊方町で十分と読者に刷り込む内容になっています。実際には法令上は、再稼働の法的要件として“30km圏自治体”の“同意”（何に“同意”するのは後で詳述します）が必要ですが、この記事

では法令上は全く関係のない、電力会社と自治体の安全協定を持ち出して、伊方町と愛媛県のみ“同意”（この場合は再稼働に“同意”という意味です）が必要なのであって、残り30km圏自治体の同意は必要ない、と読者に思い込ませる内容になっています。

しかし、この記事の最大の“騙し”は、末尾の「原発の新規制基準を満たすとして四電の安全対策の基本方針を許可。安全対策の詳細設計を示す工事計画などの認可手続きを進める」とする部分でしょう。うっかり読むと伊方3号機はもう原子力規制委員会の規制基準適合性審査に「合格」したかのように読めてしまいます。またこの記事の狙いも読者にそう錯覚させることにあります。事実は伊方3号機は「規制基準を満たして」いませんし、「安全対策の基本方針を許可」と書かれてあるのは「原子炉設置変更許可」のことであり、「安全対策の詳細設計を示す工事計画などの認可」は「工事計画変更認可」や「保安規定変更認可」のことです。そもそも現在、伊方原発で行われているのは「安全対策」ではなく、「規制基準適合対策」なのです。「安全」により一歩近づくとといった性質の対策ではなく、あくまで規制基準をクリアするための対策です。「県議会委・町議会も“同意”」と見出しに打ってあります。

どから議員提案され、可決する見込み。
また、伊方町議会本会議でも6日、再稼働を求める陳情を採択。再稼働に同意する姿勢を示した。議会開会に先立ち、原発に反対する市民ら約10人が町役場前でプラカードやのぼりを掲げ、原発の廃止などを道行く人たちに訴えた。
伊方原発3号機の再稼働には、四電が安全協定を結ぶ伊方町と愛媛県の同意が必要とされており、地元の同意手続きは大きく進んだ。今後は、中村時広知事と伊方町の山下和彦町長の判断などに焦点が移る。
山下町長は6日の町議会閉会後、報道陣に「7日以降に判断したい。経済産業相に会い、万が一の時の国の責任などについて確認したい」と述べた。町議会では「再稼働の是非については、原子力規制委員会が7月、原発の新規制基準を満たすとして四電の安全対策の基本方針を許可。安全対策の詳細設計を示す工事計画などの認可手続きを進める」としている。
伊方原発3号機について

※赤線は当方による強調

さて、県議会委とは愛媛県議会の特別委員会のことで町議会とは伊方町議会のことでしょう。“同意”とは再稼働に“同意”のことです。しかし、伊方3号機はまだ規制基準適合性審査に合格していません。“同意”しようにもまだ“同意”の実態がありません。朝日のこの記事が狙うのはあくまで読者の錯覚であり、この記事自体が騙しの手口なのです。

図2

朝日新聞（大阪本社版）
2015年10月7日 37面

県議会委・町議会も「同意」

再稼働に向けた手続きが進む四国電力伊方原発3号機（愛媛県伊方町）について、愛媛県議会の特別委員会が6日、県内の経済団体などから出されていた早期再稼働を求める請願を賛成多数で採択した。県議会の過半数を占める自民系派が賛成しており、9日の本会議でも採択される。再稼働を認める決議案も同会派な

再稼働を求める請願を賛成多数で採択した。県議会の過半数を占める自民系派が賛成しており、9日の本会議でも採択される。再稼働を認める決議案も同会派な

表2 毎日新聞（2015年10月7日）ニュース 抜粋

伊方原発：知事「国が最終責任を」再稼働に県議会委同意

毎日新聞 2015年10月7日 00時27分（最終更新 10月7日 00時34分）

◇首相から言質、厳格手順

「最高責任者の言質は取るべきだ」。中村知事は開会中の県議会で、過酷事故時に国が最終責任を持つよう繰り返し求めた。政府が6日開いた原子力防災会議で、安倍晋三首相が「政府の重大な責務」と明言。最も高いハードルをクリアした。

中村知事は「現段階では安全性を徹底的に追求した上で向き合わざるを得ない」として再稼働は否定しないが、首相の言質以外にも、伊方1号機での廃炉技術研究や避難道路となる地域高規格道路の整備など7件を国に要求した。実現していないのは経済産業相の現地視察のみだ。

四電に対しても同様だった。原子力規制委員会の審査では、想定する揺れの大きさ（基準地震動）は650ガル（ガルは加速度の単位）だったが、知事は「1000ガルの揺れにも主要設備が耐えられること」を要求。県独自の専門家委員会を設け、規制委の審査が妥当だったかチェックする仕組みを設けた。

立地する伊方町以外で5〜30キロ圏にかかる6市町長の意見を聞く場も設けた。手続き重視の姿勢を知事周辺は「『地域第一』が知事の立脚点。国策に無条件に従わない」という意思の表れ」とみる。与党県議は「知事は過去に（衆院選で）2回落選し民意の怖さを知っている」と指摘する。

※赤字は当方による強調

規制基準は“安全基準”、適合性審査は“安全審査”に言い換える古典的手口

2013年4月3日の規制委員会合は、「放射性物質放出量と発生頻度との関係」、「発電用軽水型原子炉施設の性能目標について—安全目標案に対応する性能目標について」など、新規規制基準を決定する基本的な話題が盛りだくさんの会合でした。中で田中俊一原子力規制委員会の発言が特に注目される会合でもありました。田中氏は「“安全基準”という基準さえ満たせば安全であるという誤解を呼ぶ」（表3参照）として、「3. 1.1」前の呼称「安全基準」を止めて、「規制基準」と呼ぶことを提案し、全員一致で賛同し、この日以来、“安全基準”は“規制基準”、“安全性審査”は“規制基準適合性審査”にすべて言い換えられることになりました。ポイントは「安全という言葉を使うと合格した原発は安全であるかのような誤解を呼ぶ」という点にあります。

規制委の規制基準は、「原発は苛酷事故を起こす」ことが前提で基準が成り立っています。基準を満たした原発は「安全」であるとした「3. 1.1前」との決定的な違いです。ところがマスコミはこの日の名称変更を一般にほとんど伝えませんでした。

それどころか、朝日新聞をはじめ、マスコミは「安全基準」「安全審査」という言葉を紙面や報道で使い続けます。狙いは明らかでしょう。「規制基準に適合した原発は安全である」との誤解をもって欲しかったのです。安倍首相などは「世界で最も厳しい安全基準に合格した原発は安全である」などとしばらくは言い続けていました。（さすがに今では規制基準というようになりました）

しかし、「規制基準に適合した原発は安全である。なぜなら安全審査をクリアしたのだから」という“誤解”を世の中に伝え続けることが、安倍自公政権の「騙しの再稼働戦略」の基本であり、出発点でもあります。マスコミもすべてこの「騙しの再稼働戦略」に全面協力してきました。

図2は2015年9月11日付けの毎日新聞で、九州電力が9月10日に再稼働したことを伝えています。（この記事では検査のための原子炉起動を“再稼働”としたため、9月10日は“営業運転”と表記しています）この新聞は（他の多くのマスコミ同様）、15年9月の時点でもまだ「安全審査」と呼び続けています。

さらにこの記事は非常に気になることも書いています。「再稼働（8月11日の原子炉起動のこと）3日後から一般家庭や工場などに電力供給を始めた」とする部分です。川内原発が規制基準適合性審査に最終合格し、使用前検査の合格証を受け取るのは2015年9月10日のことです。それ以前に「一般家庭や工場などに電力供給」をするのは、適合性審査合格前の営業運転に相当します。これは「合格前に原子炉を使用してはならない」とする明白な炉規制法違反です。もしこの記述が誤りなら訂正すべきですし、真実なら「炉規制法違反の疑いがある」と書くべきでしょう。日本の新聞は、発表報道になれきってしまい、ジャーナリズムや言論形成にもっとも必要とされる「批判精神」を喪失しています。

表3 「安全基準・安全審査」ではないと最初から知っていたマスコミ

平成 25 年度原子力規制委員会 第 1 回会議 2013 年 4 月 3 日（水）
32p-33p 議事録 抜粋

○田中委員長

…この中で、1つ、安全目標やそれにより導かれた性能目標を達成する工学上の工夫の在り方を示すのは「規制基準」という言い方をされておるんですが、先週のプレス会見で、私見として申し上げたんですが、今まで「安全基準」という言葉を使ってきたんだけど「規制基準」の方が適当かもしれないということを申し上げています。今後これをどういうふうにするかということなんですが、皆さんの御意見を伺って、用語を統一したいと思っています。「規制基準」という言葉もありますけれども、英語でいうと「リクワイアメント (requirement)」 「規制要求」という言葉もありますので、どちらがよろしいかも含めて、御意見をお伺いしたいです。

○田中委員長

…「安全基準」というと、基準さえ満たせば安全であるという誤解を呼ぶことがあつ

て、私も先にプレス会見で御指摘をいただいて、傾聴に値しますということで、先週「規制基準」がいいという話をさせていただきました。今日ここで皆さんの御賛同をいただければ、今後は「規制基準」ということで、私どもの文章も統一していきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

【参照資料】原子力規制委員会平成 25 年度
<http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/h25fy/index.html>

図2 毎日新聞（大阪本社版）
2015 年 9 月 11 日 6 面

※赤線は当方による強調

九州電力の川内原発1号機（鹿児島県薩摩川内市、出力89万キロワット）は10日午後4時、試験運転から営業運転へ移行した。国内の原発が営業運転するのは、関西電力大飯原発4号機

国内原発2年ぶり 新基準で全国初

川内1号機 営業運転

（福井県おおい町）の2013年9月停止以来2年ぶり。東京電力福島第1原発事故を教訓に策定された新規規制基準に基づく営業運転は全国で初めてとなる。原子力規制委員会は8月11日の再稼働前に設備に異常がないかを検査してきたが、この日、フル出力運転の状態でも問題がないと確認した。原子力規制庁の大場国久・首席原子力施設検査官が川内原発の原子力訓練センターで藤原伸彦・川内原発所長に使用前検査の「合格証」と、定期検査の「終了証」を交付した。そのまま営業運転となった。再稼働以降

は規制委から最終的な合格を得る前の試験運転という位置づけだったが、営業運転となっても運転・発電状況に変わりはない。川内原発1号機は14年3月に規制委が優先して審査する原発に選ばれ、9月に安全審査に合格した。今年3月に規制委による使用前検査が始まり、再稼働の3日後から一般家庭や工場などに電力供給

を始めた。8月20日に復水器にトラブルが発生して工程が6日間遅れたが、31日にフル出力運転に入った。九電は川内原発2号機について、今月11日に核燃料の装着を始める。10月中旬の再稼働、11月中旬の営業運転開始を目指している。規制委の安全審査は、川内原発1、2号機と関西電力高浜原発3、4号機（福井県高浜町）、四国電力伊方原発3号機（愛媛県伊方町）の計5基が合格している。高浜原発は福井地裁が運転差し止めを仮処分を出し、覆らなければ再稼働できない。伊方原発の再稼働は年明け以降になる見通し。【遠山和宏】

原子炉設置変更許可取得は、規制基準合格ではない

2 頁から 4 頁にかけて「安倍自公政権原発再稼働戦略一騙しのテクニック」と題するフローチャートを掲載していますので、このフローを参照しながら進めていくこととします。出発点は規制基準を“安全基準”、適合性審査を“安全性審査”（毎日や多くのマスコミは“性”も取ってしまっって“安全審査”とまで言い切っています）と言い換えて世の中に広めることによって、基準に合格した原発は安全だという“誤解”を生むことでした。規制基準に適合した原発が“安全”ではないことを知ると、賛成派が大幅に減るからです。

規制基準に適合すると「安全性が高まる」と解釈するのは解釈する人の自由です。しかしそれを「安全審査」「安全性審査」と言葉で書いたり言ったりするとこれは「ウソ」になります。

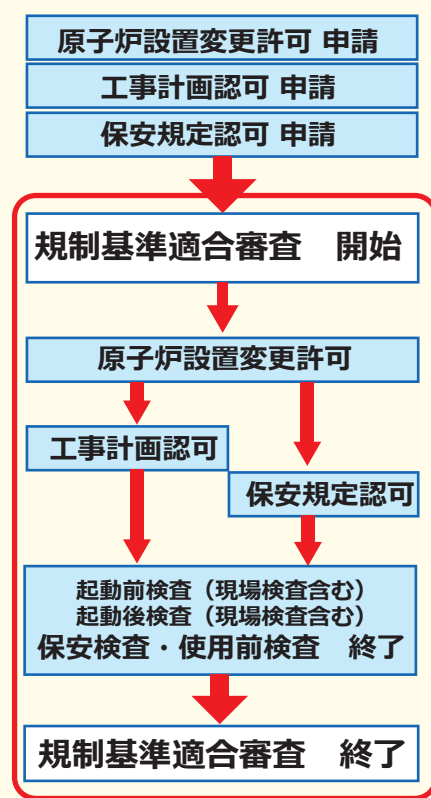
「安倍自公政権原発再稼働戦略一騙しのテクニック」の次のステップは、「規制基準合格の定義」を変えてしまうことです。

7 頁図 3 は、原子力規制委員会の作成した資料をベースに作った「規制基準適合性審査合格までの流れ」ですが、これで見ると、合格までには 4 要件をクリアしなければなりません。

「原子炉設置変更許可」を取得すること、「工事計画変更認可」を取得すること、「保安規定変更認可」を取得すること、そして「使用前検査」（保安検査を含みます）に合格すること、の 4 要件です。

この 4 要件の中で、審査全体の根幹となりもっとも重要な要件が「原子炉設置変更許可」です。この審査事項にだけ「許可」という言葉を使い、あとは認可となっていることも、「原子炉設置変更許可」が最重要であることを表しています。「原子炉設置変更」は、すでに許可を得ている「原子炉設置」が、新規規制基準に適合させるためにどのような変更を加えるかのデザインを

図 3 原子力規制委員会 規制基準適合性審査合格までの流れ



示したものですから、設置変更許可を得るということは、当該原子炉が基準全体に適合していることを認め、許可を得ることに他なりません。そのデザインに沿って、どのような工事を施すか、その変更計画が「工事計画変更認可」です。また、設備や装置が適合していたからといって、審査合格とはなりません。原発は“人”が動かします。人の要素（ヒューマンウェア）や運営規則あるいは“安全文化”のレベルが基準に達していなければならないとするのが、新規規制基準の規則です。そうしたソフトウェアに相当する規定が保安規定です。従って、保安規定変更認可も取得しなければなりません。以上は紙の上の話。紙の上の話が実際にも機能するかどうかを検査するのが「使用前検査」であり、当然のこと、これに合格しなければなりません。4 つの要件というゆえんです。

つまり、原子炉設置変更許可取得だけでは、「規制基準適合性審査合格」ではないのです。このわかりきったことを改めて強調しなければならないのは、マスコミがこれも判で押したように、「原子炉設

置変更許可」を取得した時点で、「規制基準適合性審査合格」と“報道”するからです。

図 4 は、関西電力高浜原発 3・4 号機が「原子炉設置変更許可」を取得した時の朝日新聞の“報道”記事です。大きな見出しで「高浜原発新基準合格」と打っています。ただし、朝日新聞は、原子炉設置変更許可取得だけでは合格ではないことを知っているので「合格」にカギ括弧をつけ、リード記事では「審査をクリア」と曖昧な書き方にするのを忘れていません。こうすればウソにはならないだろうというところですが、正確な報道ではない上に、「合格」ではないものを「合格」に見せようとする点が悪質です。これは「誤報」の部類ではなく「虚報」に分類した方が良さそうです。

6 頁図 6 の毎日新聞の記事になると、「規制委の安全審査は、川内 1、2 号機と関西電力の高浜原発 3、4 号機と四国電力伊方原発 3 号機の計 5 基が合格している」ともう「合格」のカギ括弧も外し、「事実上の」という但し書きも書かなくなっています。（事実はこの記事の時点では川内 1 号機だけが 9 月 10 日に合格しているだけです）これはもう、「誤報」「虚報」の部類ではなく、記事の書き手が、「基準適合性審査合格」をしていないことを知っているだけに「デマ」というべきでしょう。

なぜ新聞などマスコミは、こうした「誤報」「虚報」「デマ」を“報道”するのでしょうか？ 当然の疑問です。

後の佐賀県知事の証言でも詳しく見ますが、安倍自公政権（直接的には首相官邸だと思いますが）から原子炉設置変更許可が出た時点で「合格」と見なし、地元説明会や再稼働同意手続きなど、再稼働に向けた準備を進めなさいという指示がでているのです。この指示を実地に移すためには、何が何でも「原子炉設置変更許可」を「合格」としなければなりません。つまりマスコミは安倍自公政権の「騙しの再稼働戦略」に全面協力しているのです。



説明会になっていない“地元説明会”

それでは、「原子炉設置変更許可」取得から実際に適合性審査合格までどのような流れになっているかを、すでに唯一規制基準適合性審査に合格している九州電力川内1号機に例をとって見ておきましょう。

九州電力が川内原発1・2号の「原子炉設置変更許可」「工事計画認可」「保安規定認可」の一括申請をしたのは、規制委が新規規制基準を施行した当日、2013年7月8日のことでした。**(9頁表4参照)**その後同年12月18日に1・2号の保安規定変更の補正申請をしています。保安規定変更について九州電力はなにか大きな勘違いがあったものと見えます。その2回の補正申請を経て、翌年14年8月10日に規制委は川内1・2号の「原子炉設置変更許可」を出します。この時マスコミが「川内原発規制基準に合格、年内にも再稼働」と大きく報じたことをご記憶の方も多いと思います。この時実際には工事計画認可や保安規定認可のメドも立っていませんでした。

安倍自公政権は、鹿児島県知事に対して再稼働準備を急ぐようにと指示、これを受けて伊藤祐一郎鹿児島県知事は、地元同意のための説明会開催を決定します。

2014年10月9日、直接立地自治体である薩摩川内市での説明会を皮切りに、日置市**(同10日)**、阿久根市**(同14日)**、さつま町**(同15日)**、いちき串木野市**(同20日)**と5カ所で開催したものの、川内原発30km圏9自治体のうち、始良市や鹿児島市など4市町ではとうとう説明会を開催しませんでした。川内原発の「廃炉を求める市議会決議」を出した始良市などでは、説明会が紛糾するものと見越して、伊藤知事は説明会を開催しなかったものと見えます。

ここでなぜ伊藤知事は、説明会そのものを開催したのかという疑問が残ります。というのは、伊藤知事は「原発地元**(地元の範囲はどこかの問題は残りますが)** 同意**(何に“同意”するのかの問題も残りますが)**は再稼働の法的要件ではない」としているからです。法的要件でなければ、説明会そのものも必要ではないのです。伊藤知事はなぜ説明会を開くのかの説明は記者会見でもしていません。当然のことのように説明会を上記5市で行っています。伊藤知事は地元同意は法的要件であることを理解しており、その手続きを満たすために地元説明会を開いた、しかし始良市や鹿児島市のように反対の強いところでは説明会を開催せず、「地元」の範囲を伊藤知事の独断で決めた、と考えた方がうまく説明できそうです。

2014年10月時点で何が説明できたのか

それよりさらに大きな問題は、果たして14年10月のタイミングで「説明会」が開けるのか、という問題です。

というのは前述のごとく、このタイミングで規制庁の役人がやってきて、説明できるとしても「規制委員会の考え方」や「原子炉設置変更許可」を出したいきさつについては説明できますが、現実には工事計画変更に伴ってどのような変更工事が行われるのか、保安規定変更に伴って、九州電力の運営ソフトウェアがどう変わったのか、どのような問題があって、何回かの変更補正申請の結果どう基準に適合するようになったのか、また実際に検査してみたところ、どのような問題が出てきて、あるいはどのような問題が出てこなかったのか、規制委が川内原発運

用にあたってどのような問題を感じてきたのか、等々と言ったテーマはついに説明されずじまいです。というより14年10月の時点では、「工事計画変更認可」「保安規定変更認可」「使用前検査合格」などに関する説明などはしたくでもできなかった、なぜならその実態は全然存在しなかったから、です。

しかし伊藤鹿児島県知事にとっては、そんなことはどちらでもよいことで、地元説明会は開いた、という形が重要でした。そして地元の理解は得た、として2015年11月7日、まだ川内原発規制基準適合性審査合格の影も形もない時に、「再稼働同意宣言」を行います。この時、伊藤知事は「同意」の範囲は、鹿児島県と薩摩川内市だけで十分と判断し、地元同意手続きは完了としました。

2自治体の同意だけで十分とした根拠に、「事前了承」項目をもっている九州電力との「原子力安全協定」を持ち出すのかな、と思っていたら、記者会見でも安全協定についてはまったく触れませんでした。それもそのはずで、安全協定は法的には全く関係のない私的な協定だからです。現在の原子力規制法体系のなかでは、自治体と電力会社の安全協定は全く関係のない事柄なのです。

あえて、この2自治体に“同意”の範囲を絞ったことの説明を求めるとすれば「あまり範囲を広げすぎると同意が得にくくなり、決して賢明なことではない」という発言くらいでしょう。しかしこれでは合理的な説明になっていません。

事実関係として、①原子炉設置変更許可が出た時点で、規制基準合格とし、恣意的に選んだ自治体で説明会を開催して地元同意の形を整える、②同意表明は直接立地自治体である薩摩川内市と立地県である鹿児島県で十分、であるとして「地元同意」手続きを終わってしまうのです。

これが世に言う「川内方式」で、この川内方式をそのまま踏襲して再稼働にこぎ着けようとするのが四国電力伊方原発だ、といっても過言ではないでしょう。

結局一括申請から合格まで2年2ヶ月

さて早々と同意表明を出された川内原発1・2号機のその後の経過をみておきましょう。九州電力は川内原発の具体的な工事計画認可を取得するのに苦労します。その後、九州電力は1号機の工事計画認可取得に的を絞り、2015年2月27日、3月10日、3月16日と連続して補正申請をだします。補正申請の中身は、規制委員会のWebサイトにあげてありますので、お読みいただければよいのですが、一言でいって、原子炉設置変更許可の総論では同意しておきながら、いざ変更工事の各論となると、追加工事の費用を出し渋り、この点規制委との合意に至るのに時間を費やしたということでしょう。

しかし、15年3月といえば、原子炉設置変更許可を得て**(14年8月)**から10ヶ月も経過しており、原子炉設置変更許可を得なければ使用前検査の申請すらできないとあっては、九州電力も折れざるを得ません。2015年3月16日の工事計画変更補正申請が、九州電力と規制委のギリギリの妥協点というところでしょう。これら一連の経過をみてもおわかりのように、実態的にも「安全審査」などといえる代物ではありません。

規制委員会の規制規則をクリアするためのギリギリの交渉の連続であり、お互いが妥協しあって一致点を見いだすといった体の「交渉ごと」が審査の実態と言っても過言ではありません。

[＜次頁へ続く＞](#)

<前頁より続き>

こうして難産の工事計画変更認可が川内 1 号機について出されたのが、2015 年 3 月 18 日でした。この時マスコミが「夏までには再稼働か」と大々的に報道したことを覚えておられる人もいるでしょう。同日に九電は「使用前検査」の申請を規制委に提出、実際に使用前検査が始まるのが 3 月 30 日。その後工事が終わるのを待って検査という形で牛のよだれのように「使用前検査」のうち、「起動前検査」が 8 月 10 日まで続きます。

起動後検査が始まったのが 8 月 11 日。これをマスコミが「再稼働」と報じたのは前述の通りです。起動後検査が終了して検査合格、規制基準適合性審査終了、再稼働となったのが前述のごとく 2015 年 9 月 10 日のことでした。2013 年 7 月の一括申請から、見ると 2 年 2 ヶ月、原子炉設置変更許可取得からしても 1 年 1 ヶ月経過していました。

「原子炉設置変更許可取得で検査合格」という宣伝がいかにデタラメかがおわかりでしょう。

鹿児島県知事はなぜ地元説明会を急いだのか

同時に 2014 年 10 月のタイミングで、川内原発規制基準適合性審査に関する説明会開催がいかに無理に無理を重ねたものであったかもわかりでしょう。なぜ説明会開催を急いだのか、という疑問は当然の疑問だと思います。

最大の理由は、

① 安倍自公政権が再稼働を急いだ

ことが挙げられます。仮に 1 号機の合格が 15 年 9 月 10 日で、それを待って説明会を開いたのでは、地元同意のタイミングが遅れ、場合によっては、30 km 圏自治体同意を取り付けないままの違法な再稼働を強行するにしても、2016 年にずれ込んだかもしれない。

次の理由としては

② 時間が経過すればするほど、社会一般の原発再稼働を巡る法体系や仕組みの理解が進み、同意が得られにくくなる

ことが挙げられます。実際にこの 1 年間ですら私たちのこの問題を巡る理解は進みました。今では確信をもって、「現行原子力法体系では 30km 圏自治体同意が再稼働の法的要件」と言うことができます。時間が経てば経つほどこの理解は社会に浸透していきます。その事情は伊藤知事が記者会見で「私は、拙速を恐れない」と述べている通りだと思います。

表 4	九州電力川内 1 号・2 号 四国電力伊方 3 号 規制基準適合への時系列表
時系列	出来事・特記事項
2013 年 7 月 8 日	原子力規制委員会新規規制基準施行
	九州電力、川内原発 1・2 号の、原子炉設置変更許可、工事計画変更認可、保安規定変更認可を一括申請
	四国電力、伊方原発 3 号機の、原子炉設置変更許可、工事計画変更認可を申請
2013 年 12 月 18 日	川内 1・2 号の保安規定変更補正申請受理
2014 年 4 月 30 日	川内原発 1・2 号原子炉設置変更許可補正申請受理
2014 年 6 月 24 日	川内原発 1・2 号原子炉設置変更許可補正申請受理
2014 年 8 月 10 日	規制委、川内 1・2 号の原子炉設置変更申請を許可
	マスコミが「川内 1・2 号、規制基準適合」「合格」と一斉に報道、「適合」「合格」の錯覚が意図的に作り上げられる。また「年内にも再稼働」と報道し再稼働ムード醸成
2014 年 9 月 4 日	川内原発 1・2 号原子炉設置変更許可補正申請受理
2014 年 9 月 30 日	川内 1 号の工事計画変更補正申請受理
2014 年 10 月 4 日	川内 1 号の工事計画変更補正申請受理
2014 年 10 月 8 日	川内 1・2 号の保安規定変更補正申請受理
2014 年 10 月 9 日	川内 1・2 号は規制基準に合格したとして、鹿児島県現地で説明会開始。10 月 9 日は薩摩川内市で説明会
2014 年 10 月 10 日	日置市で説明会
2014 年 10 月 14 日	阿久根市で説明会
2014 年 10 月 15 日	さつま町で説明会
2014 年 10 月 20 日	いちき串木野市で説明会。説明会終了。結局 30km 圏 9 自治体のうち 5 自治体でしか説明会は開催されなかった
2014 年 10 月 24 日	川内 2 号、工事計画変更補正申請（補正箇所 10 点）
2014 年 10 月 28 日	薩摩川内市臨時議会を開催して川内再稼働同意決議、これを受けて岩切市長が同意表明。
2014 年 11 月 7 日	鹿児島県臨時議会を開催して「川内再稼働同意決議」、これを受けて伊藤鹿児島県知事が同意表明。伊藤知事は同意の範囲を薩摩川内市と鹿児島県で十分と表明。これを受けてマスコミは一斉に「川内原発、年明けにも再稼働」と大々的に報道
2015 年 2 月 27 日	川内 1 号の工事計画変更補正申請受理
2015 年 3 月 10 日	川内 1 号の工事計画変更補正申請受理
2015 年 3 月 16 日	川内 1 号の工事計画変更補正申請受理
2015 年 3 月 18 日	規制委、川内 1 号の工事計画変更申請を認可
	マスコミが「川内 1 号、夏までに再稼働か」と一斉に報道。再稼働ムードが醸成される
2015 年 3 月 18 日	川内 1 号の「使用前検査」申請受理
2015 年 3 月 30 日	川内 1 号の「使用前検査」開始
2015 年 4 月 14 日	伊方 3 号原子炉設置変更許可補正申請受理（補正 13 点）
2015 年 4 月 28 日	川内 2 号、工事計画変更補正申請（補正箇所 56 点）
2015 年 4 月 30 日	川内 2 号、保安規定変更補正申請
2015 年 5 月 11 日	伊方 3 号原子炉設置変更許可補正申請受理（補正 1 点）
2015 年 5 月 22 日	規制委、川内 2 号の工事計画変更を認可
2015 年 5 月 25 日	川内 2 号の「使用前検査」申請を受理
2015 年 5 月 27 日	川内 2 号の「保安規定変更」を認可（注 1）
2015 年 5 月 28 日	川内 1 号の工事計画変更軽微補正申請受理
2015 年 6 月 30 日	伊方 3 号原子炉設置変更許可補正申請受理（補正 1 点）
2015 年 7 月 3 日	川内 1 号の「高経年化技術評価」を補正申請（申請は 13 年 12 月 8 日）
2015 年 7 月 7 日	伊方 3 号、工事計画変更補正申請（補正 4 点）
2015 年 7 月 15 日	規制委、伊方 3 号の原子炉設置変更申請を許可
2015 年 7 月 30 日	川内 1 号の「高経年化技術評価」を補正申請
2015 年 8 月 5 日	規制委、川内 1 号の「高経年化技術評価」を認可し、最終的に 1 号の保安規定認可
2015 年 8 月 5 日	伊方 3 号は規制基準に合格したとして、説明会開催開始。8 月 5 日・6 日は伊方町で開催
2015 年 8 月 11 日	川内 1 号、「使用前検査」のうち「起動後検査」開始。そのための原子炉起動をマスコミは「再稼働」と一斉に報道。その後の本当の「再稼働」から世間の目をそらせることに成功
2015 年 8 月 19 日	伊方 3 号説明会を西予市・宇和島市で開催
2015 年 8 月 20 日	伊方 3 号説明会を大洲市・伊予市・内子町で開催
2015 年 8 月 28 日	川内 2 号の起動後検査のための原子炉使用申請
2015 年 9 月 10 日	規制委、川内 2 号の起動後検査のための原子炉使用を承認
2015 年 9 月 10 日	規制委、川内 1 号の「使用前検査終了」、合格証交付。川内 1 号、規制基準適合性審査に最終的に合格・終了。そのまま切れ目なしに再稼働（＝営業運転再開）
2015 年 9 月 28 日	伊方 3 号、工事計画変更補正申請（現在非公開）

注 1：川内 2 号は 2015 年 11 月 28 日に運転開始 30 年となる。1 号同様、保安規定変更に伴う「高経年化技術評価」を受け認可を取得しなくてはならない。まだ取得できてない。

“30km自治体同意”——いったい何に同意するのか？

2 頁表 1 - 1 のパネル番号 6 番で「**苛酷事故時の 30 km 圏自治体避難義務。原子力災害対策指針によって法的義務となっている。この法的義務に 30km 圏自治体が同意することが再稼働の法的要件**」とあります。つまり「30 km 圏自治体同意が法的要件」というわけです。

実は「安倍政権再稼働戦略一騙しのテクニック」の中でも一番わかりにくく、地元同意取り付けの中でももっとも誤魔化しやすい箇所であり、伊藤鹿児島県知事などはこの箇所をうまく使って結局自治体同意は、鹿児島県と薩摩川内市のみでいいとし地元同意を取り付けたことにしてしまいました。また 9 月 10 日の九電 1 号機再稼働も、30 km 圏自治体同意取り付けが曖昧なまま、違法な再稼働をしてしまいました。

一見わかりにくいと見えるのですが、実は見かけほどわかりにくい話でもありません。

「概ね 30 km 圏自治体」に対して、原子力規制法体系は、「原発苛酷事故の際、ベントで放射能放出をします」「その時は避難してください」とまずこう言います。次に「避難してくれないと、住民の生命、健康、身体、財産を守るべしとする法令違反になります」といいます。また「避難に同意してくれないとベントができません。ベントができないでは、せっかく規制基準に適合しても、その防護手段があらかじめ使えないことになり、結果として規制基準に適合していないことになります。ですからよろしく願います」と言います。

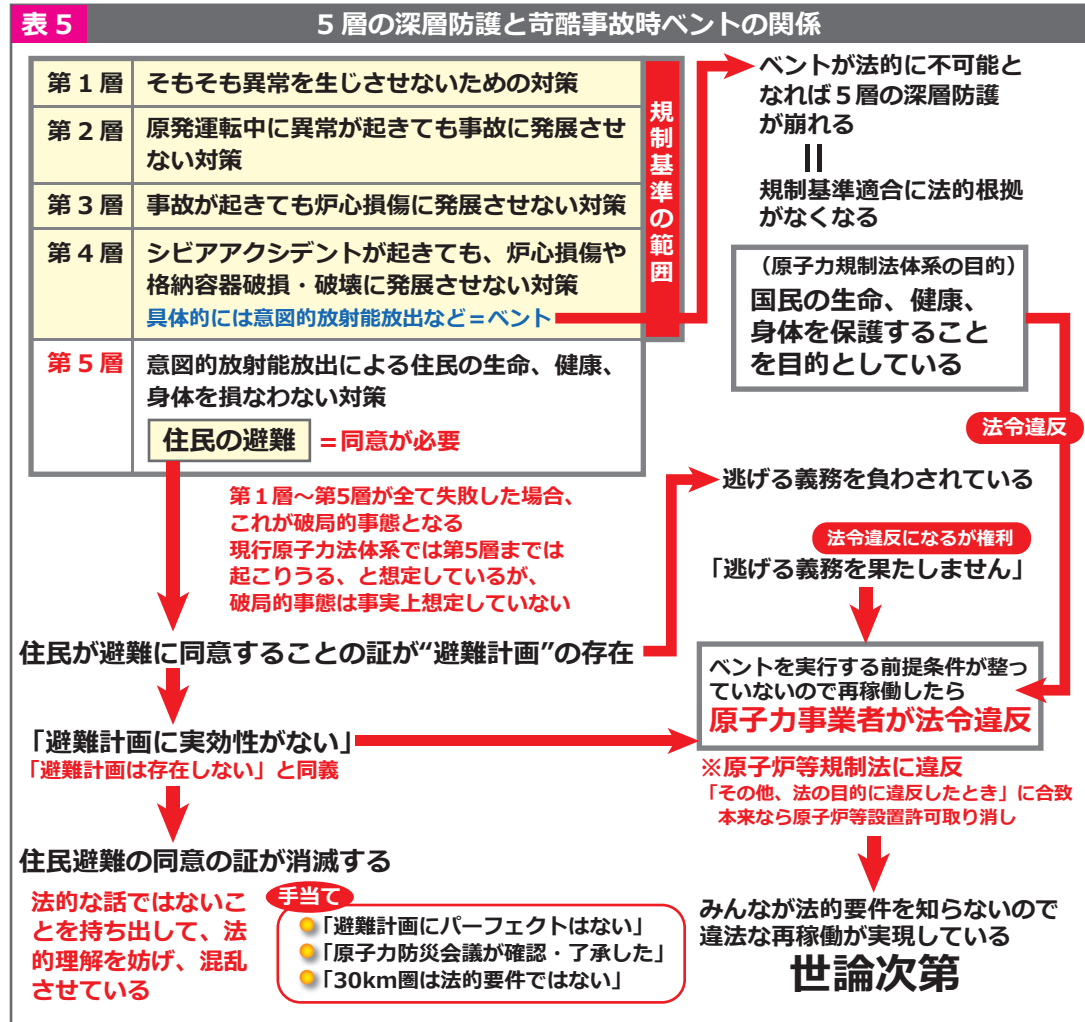
こうして避難を義務づけられた 30 km 圏自治体は、「避難します」という“同意”の証に避難計画を提出し、これで原子力規制法体系は何らの矛盾もなく論理的に完結します。

この場合「避難計画」の実効性を審査する国の行政機関もましてや審査基準も存在しませんから、現行原子力法体系にとっては、避難計画に実効性があるかないかは問題にしていない、ということがわかります。現行原子力法体系にとって重要なのは「避難計画」そのものの存在です。それは結局 30 km 圏自治体が「避難します」という同意の「証拠」として必要なだけです。ですから内閣に設置された原子力防災会議の主要な仕事は、30 km 圏自治体に避難計画を作らせることになりました。避難計画策定マニュアルまで作って各県や自治体に配布するなどということも行っています。

ですから「30 km 圏自治体同意は法的要件」なのです。

この場合、30 km 圏自治体が“同意”するのは、直接的には「再稼働」ではありません。直接的には「苛酷事故時に人為的に行う放射能放出に対して避難すること」です。

それでは、30 km 圏自治体が「現在の避難計画には実効性がない」あるいは「実効性がある避難計画ができるまで原発再稼働は待て」と言い出したら何が起こるのでしょうか？（**現実には、川内原発 30 km 圏 9 自治体のうち、3 自治体が現在の避難計画には実効性がない。実効性のある避難計画ができるまで川内原発再稼働はすべきではない、という趣旨の決議を市議会レベルで行っています**）



この場合、いったん同意したかに見えた「避難」に重要な疑義を差し挟んだことになり、事実上「避難」に対する不同意宣言とみなすことができます。前述のように、法令で避難が義務づけられている 30 km 圏自治体の中で、「避難に対する不同意」が出れば、苛酷事故時のベントができないことになり、当該原発は規制基準適合の要件を満たさないうことになり、再稼働できません。「避難」することに同意してもらわなければ困るので。

こうして安倍自公政権にとって、「住民避難問題」は、再稼働への障害として大問題となり、3 頁表 1 - 2 の「対策 1」や「対策 2」に追われることとなります。

原子力防災会議、“お墨付き”の誤魔化し

「避難計画実効性」問題はこうして意外に大きな問題に発展しそうな気配を見せています。川内原発の時は、国民の理解がさほど進んでいませんでしたが、伊方原発再稼働では、伊藤鹿児島県知事が「川内原発同意宣言」を行ってからほぼ1年が経とうとしています。国民の理解がさらに進んだため、安倍自公政権は手の込んだ誤魔化しを行います。

1頁表6は、首相官邸のサイトから2015年10月6日に行われた原子力防災会議での冒頭首相発言を抜粋したものです。安倍首相は、愛媛県の中村時広知事をこの日の防災会議に出席させ、内閣総理大臣のお言葉を直接賜るという体裁を取って中村知事の箔付けを行おうとしました。**(このいきさつは1頁図1の朝日新聞の記事でも見ました)**

防災会議で安倍氏はいいます。「伊方地域の避難計画を含めた緊急時対応について、**具体的かつ合理的なものとなっているとの報告を(伊方地域原子力防災協議会から)受け…これを了承しました」ところが、避難計画が具体的かつ合理的なものとなっていることの根拠を示すことはできません。根拠となる基準や審査過程が存在しないからです。**「具体的かつ合理的」といっているのは言葉だけで、**安倍氏の「了承」についてもなら法令上の根拠はありません。**防災会議には、避難計画の実効性審査をする権限も、実質的にその機能もないからです。しかし中村知事は内閣総理大臣から直接に「お墨付き」を得たとばかりに地元を説得するでしょう。これは典型的に「騙しのテクニック」です。

「政府が責任を持って対処する」の誤魔化し

同じくこの日の原子力防災会議で安倍氏は次ようにも発言しています。

「**万が一、原発の事故が起きてしまい、災害になってしまうような事態が生じた場合、国民の生命、身体、財産を守ることは政府の重大な責務であり、責任をもって対処してまいります、自治体を最大限支援し、全力を尽くすことはもちろんであります**」

これは、原子力災害対策特別措置法第4条(国の責務)を規定した災害対策基本法第三条1項(国の責務)の文言をほぼなぞって若干表現を変えた言葉に過ぎません。

「**国は国土並びに国民の生命、身体、財産を災害から保護する使命を有することに鑑み…防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する**」(表7第三条1項(国の責務)参照)なお、安倍氏が「自治体を最大限支援し」といっているのは、原子力災害対策特別措置法第4条(国の責務)で使われている言葉です。

法の定めでは国の役割は、自治体を指導・支援することになっており、決して住民の生命、身体、財産の保護に直接的責任を負ったものではありません。これに対して自治体の責任は「防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する」(同表7第5条1項)のであり、「住民の生命、身体、財産の保護」に自治体が第一義的責任を負うとされる項目です。

安倍氏は法律通りの発言をしたまでであり、現実には福島第一原発事故でも国は自治体に指示・支援を行ったに過ぎず、直接に責任を負ったのは自治体でした。また賠償責任も、国が負わず事業者である東京電力の責任とされています。

表6 2015年10月6日 原子力防災会議
での安倍首相の発言

「本日、伊方地域の避難計画を含めた緊急時対応について、**具体的かつ合理的なものとなっているとの報告を受け、関係自治体、関係省庁が参加した地域原子力防災協議会で確認したことを受けて、これを了承しました。**

また、11月には伊方原発を対象にして原子力総合防災訓練を実施します。伊方地域の緊急時対応の実効性を検証するとともに、訓練結果から教訓事項を抽出し、緊急時対応の改善や充実に取り組んでいただきたいと思います。

原発については何よりも安全性を最優先させます。原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発について、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めるとというのが、政府の一貫した方針であります。このような政策を推進する責任は政府にあります。その上で、万が一、原子力発電所の事故が起きてしまい、災害になってしまうような事態が生じた場合、国民の生命、身体や財産を守ることは政府の重大な責務であり、責任をもって対処してまいります。自治体を最大限支援し、全力を尽くすことはもちろんであります。…本日御出席の中村愛媛県知事並びに関係自治体におかれては、このような国の方針に御理解をいただき、何とぞ御協力をお願いしたいと思います。

【参照資料】2015年10月6日 原子力防災会議
http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201510/06gensai.html

表7 原子力災害対策特別措置法
第4条・第5条に基づく国と自治体の責務
「災害対策基本法」抜粋
(最終改正：平成二十七年五月二〇日法律第二二号)

第三条第1項 (国の責務)

国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、**国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務**を有する。

第四条第一項 (都道府県の責務)

都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに**当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する**防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

第五条第一項 (市町村の責務)

市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、**当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る**防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

※赤字は当方による強調

【参照資料】原子力災害対策特措法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO156.html>
災害対策基本法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36HO223.html>

安倍氏の言葉を、「原子力災害時には国が第一義的責任をもつ」と解釈するのは中村愛媛県知事の自由ですが、その解釈を愛媛県民に押しつけることはできません。事実は違うからです。中村氏が「**国が責任をもつと確約した**」というのであれば、**まず法律を変更してからにすべき**でしょう。「裏付けのない国の責任」を一人歩きさせるのも、また騙しのテクニックなのです。

佐賀県知事が説明する安倍政権「騙しの再稼働戦略」

12頁表8は、「玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会」(代表:石丸初美氏)と「プルサーマルと佐賀県の100年を考える会」(共同世話人:野中宏樹氏)の2つの市民グループが佐賀県知事・山口祥義氏に提出した質問・要請に対する山口知事の回答の一部です。佐賀県のWebサイトで読むことができます。

質問は「2015年の2月20日の佐賀県本会議で、県知事は地元同意について規制委の審査結果が出た後、国と協議し県の考え方を整理する」と回答したが、改めて質問するとして①から③までの質問を提出しています。(表8の①から③参照)

話題はもちろん、九州電力玄海原発の再稼働のことです。九州電力は2013年7月12日に玄海原発3・4号機の規制基準適合性審査の一括申請をしており、現在原子炉設置変更許可に関するまとめの段階に入っています。

この質問に対する山口知事の回答は、

「国は、個別プラント(この場合は玄海3・4号機のこと)の設置変更許可が出て、基本的な安全性が確認された段階から、(地元同意の)理解を得ていく範囲や住民への説明をどのようにするかを含め、各地域と協議しながら、具体的な対応を考えていくとされている」とするものでした。

「審査結果が出てから(すなわち規制基準合格がでてから)国と協議する」とする2月20日の回答からすると大きな変化です。

「理解を得ていく範囲や住民への説明」を行うためには、「合格」していなければなりません。「審査結果」が出てからではなく、原子炉設置変更許可が出た段階で、動けと山口知事に指示しているのです。つまり「原子炉設置変更許可」を合格とみなしてそれから動け、と指示していることになります。

これは川内原発に関する伊藤鹿児島県知事の動きと伊方原発に関する中村愛媛県知事の動きと重ね合わせてみると極めて興味深い話となります。つまり伊藤知事や中村知事の動きは、国(恐らく直接には首相官邸だと思えます)から山口佐賀県知事に対して出された指示にぴったり符合するからです。恐らくは伊藤・中村両知事にも、「原子炉設置変更許可を規制基準合格とみなしてすぐ動け」という指示が国からあったのだという推測が十分成り立ちます。

こういうことです。原発再稼働を早期に行うためには、規制委審査合格を待っていたのでは遅すぎる、原子炉設置変更許可を合格とみなして、住民説明会とそれに続く地元同意(法的要件です)を速やかに行い、使用前検査に合格すると同時に、切れ目なく営業運転再開=再稼働に突き進むという戦略は、なにも九州電力や伊藤鹿児島県知事が独自に考えたものではなく、安倍政権由来の戦略だったという疑いが濃厚になってきたということです。

もちろん自然に再稼働するのではなく、人為的に強引に再稼働にもっていくわけですから、いくつかのペテンや騙しを差し挟まなければなりません。その中の最たるものは、「30km圏自治体同意は法的要件ではない」とするものでしょう。さらに「原子炉設置変更許可」を規制基準適合性審査合格とする、という騙しもかなり強引な手法です。

こうして安倍自公政権による「騙しの再稼働戦略」がかなり明瞭な輪郭をもって目の前にあらわれてくることになりました。

表8 「玄海原発避難計画と再稼働に関する質問・要請」への山口祥義佐賀県知事からの回答(2015年4月9日) 抜粋

(4) 再稼働に対する地元同意について

再稼働には、原発事故によって影響を受けるすべての住民の同意が必要です。少なくとも、避難計画の作成が義務づけられているUPZ30キロ圏内の自治体の同意が必要です。

そのような私達の要請に対して県は前回回答で、地元同意の範囲について「国から協議があった時に、国の考え方を確認したい」と述べるにとどまりました。また、再稼働について「県内全市町、全地域で、要援護者をはじめ様々な立場の住民の声を聴く公聴会や公開説明会等を開催しないのか」の質問に対して、県は対応を決めていない「国が『前面に立つ』と言っている」というだけで、県民の命を第一にする姿勢がまったく感じられないものでした。

2月20日の県議会本会議で貴職は地元同意について規制委の審査結果が出た後、国と協議し、県の考え方を整理する」と、前知事同様の他人事のような答弁をされました。「佐賀のことは佐賀で決める」と言われて知事選を制した貴職に、あらためてお尋ねします。

- ① 県民の命を預かる立場から、伊万里市民の代表者たる伊万里市長の要請を受けて、積極的に地元同意を広げるよう、国や九電にはたらきかけるおつもりはありませんか。
- ② 「地元同意」に至る過程で、県内全市町、全地域で、要援護者をはじめ様々な立場の住民の声を聞く公聴会や公開説明会等を開催しないのですか。
- ③ 国や電力事業者、また再稼働推進の立場の学者・専門家だけでなく、再稼働反対・慎重な立場の学者・専門家や住民の意見を聞く機会などは設けないのですか。でなければ公平性を欠くことになりませんか。

(回答)①～③

- 原子力発電に関する県としての考え方の基本は、「県民の安全を第一に考える」ということです。
- 原子力発電所は、安全性が確認されることが前提であり、まずは一元的に規制監督権限を有する原子力規制委員会において、規制基準に基づく厳格な審査を行っていただくことが何よりも必要であると考えています。
- 原子力発電所の再稼働にあたっての地元の同意については、特に法的に定められたものはないと理解しています。
- 原子力発電所の再稼働の判断については、一義的に国・事業者の責任で行われるべきものであり、国は、エネルギー基本計画において「国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む」とされていることから、具体的な個別プラント毎の再稼働について、このことに基づいて、国がどのような責任を果たそうとされているのかをしっかりと確認し、見ていきたいと考えています。
- また、国は、個別プラントの設置変更許可が出て、基本的な安全性が確認された段階から、理解を得ていく範囲や住民への説明をどのようにするかも含め、各地域と協議しながら、具体的な対応を考えていくとされていますので、県としては、国から協議があったときに、国の再稼働に関する考え方をしっかりと確認した上で、他県の事例も参考にしながら、県としての考え方を整理していきたいと考えています。

※赤字は当方による強調

【参照資料】佐賀県のwebサイト

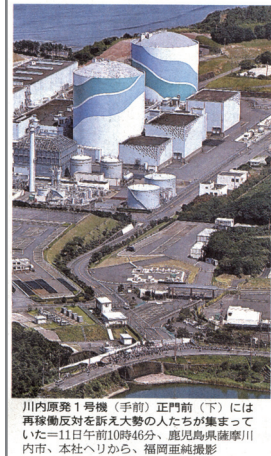
「<https://www.pref.saga.lg.jp/web/var/rev0/0178/9765/shimindantaikaitou150225.pdf>

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
<http://saga-genkai.jimdo.com/>

検査のための原子炉起動を“再稼働”とする安倍政権の狙い

図5 2015年8月12日(水曜日)
朝日新聞(大阪本社版)14版1面

川内原発 再稼働



「原発ゼロ」から再稼働への動き
11年3月 東日本大震災、東京電力福島第一原発事故
13年9月 関西電力大飯4号機が定期検査で停止、「原発ゼロ」に
15年8月 九州電力川内1号機が11日再稼働。「原発ゼロ」が
10月中旬 川内2号機が再稼働予定
再稼働 時期未定
再稼働 時期未定
大飯3、4号機と九電玄海3、4号機が新基準への適合審査を経て再稼働手続きへ

九州電力(川内)が11日午前、再稼働した。東日本大震災後、新規制基準を満たす初再稼働となり、約2年間に「原発ゼロ」は終わった。安倍政権の「ひた走」に原発の再稼働を進める方針だが、避難計画の実効性などに課題がある。

震災後 新基準で初 原発ゼロ 2年で終了

川内1号機の再稼働は約4年ぶり。午前10時半に原子炉内へ核分裂を抑制していた「制御棒」を戻し、原子炉が起動。午後11時に核分裂反応が連鎖的に起る「臨界」状態となった。九電は14日から発電を開始し、約2週間かけて出力を上げていく。川内1号機は、大震災後、新規制基準を満たす初再稼働となる。川内1号機は、大震災後、新規制基準を満たす初再稼働となる。

こうして「安倍政権騙しの再稼働戦略」は、九電川内原発1号機再稼働にあたって荒技を演じます。2015年8月11日の起動後検査のための「原子炉起動」を一斉に「再稼働」とマスコミに報じさせたのです。(13頁図5参照のこと)実際に再稼働するのはそのわずか1ヶ月後の9月10日(規制基準適合性審査最終合格日)のことですから、なぜわざわざ1ヶ月が待てなかったのか、という疑問が残りますが、「検査のための原子炉起動」を再稼働と定義し直すことによって、大きく3つの狙いがあると私は推測しています。

- ①「再稼働」と報道させることによって反原発勢力にあきりめ感・無力感を誘う効果がある
- ② 本当の再稼働(9月10日)から目をそらせる効果、特に30km圏自治体同意が法的要件という話題を抹殺する効果がある
- ③ これまで「再稼働」という言葉を使ってきた議論の積み上げをいっぺんに無意味化する効果がある

ともかくも「検査のための原子炉起動を再稼働」としたのは、まともな議論もできません。13頁図6は10月8日付けの朝日新聞「社説」です。タイトルは「再稼働判断急ぐな」ですが、この「再稼働」は明らかに「検査のための原子炉起動」を指しているではありません。「検査のための原子炉起動」を再稼働とするなら、この「再稼働」は法令に則った一つのプロセスに過ぎず、伊方町や愛媛県の判断など全く不必要です。内閣総理大臣だってこの判断はできません。ですから、この社説で使っている「再稼働」はこれまでの意味、すなわち「通常の営業運転再開」の意味でつかっていることは明らかでしょう。「原子炉起動を再稼働」としてしまっただけで、この社説で扱う「再稼働」は論じられないのです。ともかく朝日新聞は「再稼働」という言葉を全く異なる別々の概念に使わなくてはならなくなりました。読者は混乱するばかりです。

またこの社説の内容が酷いときています。

「再稼働判断を急ぐな」というのが社説の趣旨ですが、急ぐも急がないも、「再稼働判断」のできる状況ではない、という点が重要です。「再稼働判断ができる」とするのは、これまで見てきたように、「原子炉設置変更許可」を審査合格とみなすとする「騙し」の上に成立する話です。そしてこの「騙し」という火事に火をつけたのは、安倍政権の意向を受けたマスコミ自身です。朝日も大いに火付け役を演じました。そして社説では「再稼働手続きが大詰めを迎えている」と書いています。大詰めを迎えているのも「原子炉設置変更許可を審査合格とみなす」とする虚構の上に成立する「騙し」です。「国の原子力防災会議が周辺自治体の避難計画を了承した」とも書いています。これも前述の通り、「防災会議の了承」とは法的根拠も実体ももたない一片の空虚な文言に過ぎません。それをなにかことさら意味がありそうにこの社説は描いています。

また自治体同意の範囲も愛媛県と伊方町でことたりとし、30km圏自治体の同意権は全く無視しています。つまりこの社説は、一見伊方原発再稼働に反対のポーズを見せながら、その実、「安倍政権の騙しの再稼働戦略」を忠実になぞって見せ、読者に対して「騙しの再稼働戦略」通りに動くように、誘導操作を行っているのです。

図6 2015年10月8日(木曜日)
朝日新聞(大阪本社版)10版14面 社説抜粋

伊方原発

再稼働判断を急ぐな

四国電力伊方原発3号機(愛媛県伊方町)の再稼働に向けた手続きが大詰めを迎えている。国の原子力防災会議はおとこい、周辺自治体がつくった住民避難計画を了承し、伊方町議会も再稼働に同意した。愛媛県議会は9日に同意する見通しで、中村時広知事の最終判断も近いとみられる。

だが、現時点で再稼働を認めるのは尚早だ。事故時の避難計画が万全とはいえず、住民の不安が根強いからだ。知事は同意を急ぐことなく、残る課題の解消に取り組むべきである。

この原発の地理的な弱点はいまだ克服されたとはいえない。原子力防災会議で安倍首相は

の大部分に避難することになる。原発の直近を通れない場合、海路か空路しかない。船やヘリを事前に確保するといっても、混乱なく輸送できるか、住民の懸念は消えていない。

避難が難しい場合は、自宅か39カ所の施設で屋内待避する想定だ。ただ建物の気密性を高めるなど、放射線防護のための工事が施されるのは4施設(468人分)のみ。小・中学校や保育所は入っていない。

この原発の地理的な弱点はいまだ克服されたとはいえない。原子力防災会議で安倍首相は

四国電力は原子力規制委員会の審査で、最大の地震の揺れ(基準地震動)を従来の570ガルから650ガルとし、想定する津波の高さも当初は3・49メートルを8・12メートルとした。重要な機器がある建物の扉も、水密扉に取り換えた。

それでも事故は起きるとの前提に立ち、自治体は対応を考えておかねばならない。11月には国の総合防災訓練が現地である。愛媛県や周辺市町が避難計画の実効性を検証できる機会だ。再稼働の是非の判断はそれからでも遅くはない。

なぜ発行部数世界ランキング上位に日本の一般紙が集中するのか？

これまで安倍自公政権の「騙しの再稼働戦略」についてみてきました。そしてこの「騙しの再稼働戦略」に日本のマスコミが全面協力していることも合わせてみてきました。ここでもうしても浮かぶ疑問は、日本のマスコミはいったい言論機関なのか、それとも政治権力・政府の広報プロパガンダ機関なのかという疑問です。**日本のマスコミの「政府の広報プロパガンダ機関」としての性格が、2011年3月11日の福島第一原発事故の大きな要因だった、という言い方は少なくとも許されるでしょう。多くの日本の市民が目と耳を塞がれ、真実から遠ざけられてきた第一の責任がマスコミにあるからです。**

このチラシではこの問題をほんの少しばかり考えてみたいと思います。14頁表10は、国際ABC連盟が調査公表したデータに基づいて一覧にした表です。ABCの公表する数字は広告料金に査定するための数字ですから、世界新聞協会（WAN-IFRA）が公表する数字より信頼性が高いとされています。

それによると、世界発行部数ランキングのトップ10の4紙までが日本の一般紙です。これにスポーツ紙を含めれば、日本の新聞はもっと上位にはいります。特に読売新聞の約1000万部、朝日新聞の約780万部という数字は異常です。**（何処まで実数かわかりません。日本の新聞の販売店に対する“押し紙”は世界的に有名な話ですし、またABC調査でも誇張が含まれているのが常識です。日本の大手新聞社は世界の中でもっとも閉鎖的で秘密体質なのです）**

人口12億人のインドで最大の新聞がタイムス・オブ・インドの約400万部なのです。**（3位参照）**また中国共産党の機関誌「人民日報」が210万部**（10位参照）**、ニューヨーク・タイムスは100万部**（33位参照）**です。

この異常さは決して読売、朝日だけのものではありません。それを示すのが表9です。これは有料日刊紙1紙あたりの発行部数の国際比較表です。一目見てわかるのは日本の新聞1紙あたりの発行部数の大きさです**（なおこの統計にはスポーツ紙や業界紙を含んでいます。一般有料日刊紙に限定すればこの数字はもっと大きくなるでしょう）**なぜこうなるのか？それは**新聞総発行部数に対して新聞社の数が少なすぎるから**です。日本は有料日刊紙総発行部数約4700万部に対して新聞の数は104しかありません。中国は1億1600万部の発行部数に対して有料日刊紙は960もあります。インドは世界第2位の新聞総発行部数ですが、新聞の数は4396もあります。**1紙あたりの発行部数は、見方を変えて言えば、言論・出版・報道の自由度のバロメータ**なのです。もちろん1紙あたり平均発行部数の少ない国ほど自由度が高いということになります。

表9 世界主要国 有料日刊紙1紙あたりの発行部数—2013年

順位	国名	1紙あたりの発行部数	発行部数 (単位: 1000部)	発行紙数	成人人口1000人 当たり部数	
1	日本	451,913	46,999	104	424.5	
2	タイ	169,444	7,625	45	—	2011年
3	オーストリア	124,133	1,862	15	257.0	
4	中国	121,168	116,321	960	—	2012年
5	オランダ	109,393	3,063	28	219.8	
6	シンガポール	109,125	873	8	192.6	
7	イギリス	105,935	9,852	93	186.5	
8	ウクライナ	81,194	2,517	31	—	2012年
9	フランス	77,821	6,537	84	121.1	
10	イスラエル	70,000	700	10	—	2011年
11	トルコ	68,608	5,077	74	91.1	
12	マレーシア	67,737	2,574	38	117.2	
13	南アフリカ	64,095	1,346	21	36.0	
14	ポーランド	63,314	2,216	35	67.6	
15	アイルランド	59,667	537	9	149.2	
16	ベルギー	56,478	1,299	23	139.8	
17	ドイツ	48,632	17,242	345	246.1	
18	オーストラリア	48,532	2,281	47	121.9	
19	カナダ	44,574	4,190	94	142.6	
20	フィンランド	36,000	1,656	46	364.4	
21	韓国	33,731	10,929	324	—	2012年
22	イタリア	33,541	3,723	111	72.4	
25	アメリカ	29,184	40,712	1,395	160.1	
27	デンマーク	26,633	799	30	172.7	
29	インド	25,000	109,900	4,396	—	2011年
30	スウェーデン	24,733	1,855	75	232.7	
32	インドネシア	24,322	9,583	394	53.9	
33	スペイン	24,182	2,660	110	67.4	
36	ノルウェー	22,054	1,632	74	394.5	
39	ロシア	16,210	8,024	495	—	2012年

※日本の日刊紙には業界紙、スポーツ紙含む

※21位以下は主要国のみ掲載

＜資料出典＞日本新聞協会のサイト「各国別日刊紙の発行部数、発行紙数、成人人口1000人当たり部数」
世界新聞・ニュース発行者協会（WAN-IFRA）『WORLD PRESS TRENDS』をもとに作成。
有料日刊紙の発行部数・紙数・普及度（人口1000人当たりの部数）。
調査時点は国によって異なる場合がある。

表10

世界の日刊紙発行部数トップ100

順位	新聞題号	発行国	使用言語	2011年 発行部数（千部）	オーナーまたは発行者
1	読売新聞	日本	日本語	9,969	読売新聞グループ
2	朝日新聞	日本	日本語	7,750	朝日新聞グループ
3	タイムス・オブ・インド	インド	英語	4,090	タイムス・グループ
4	毎日新聞	日本	日本語	3,438	毎日新聞社
4（*1）	ビルト	ドイツ	ドイツ語	3,300	アクセル・シュプリンガー AG
5	日本経済新聞	日本	日本語	3,020	日本経済新聞社
6	ザ・サン	イギリス	英語	2,770	ニューズ・インターナショナル
6（*2）	ニューズ・オブ・ザ・ワールド	イギリス	英語	2,869	ニューズ・インターナショナル
7	ダイニク・ジャグラ	インド	ヒンディー語	2,662	ジャグラ・ブラカシャン社
8	参考消息	中国	中国語	2,450	新華通訊社（新華社）
9	ウォール・ストリート・ジャーナル	アメリカ	英語	2,107	ニューズ・コーポレーション
10	人民日報	中国	中国語	2,106	中国共産党
11	マラヤラ・マノラマ	インド	マラヤラム語	2,048	マラヤラ・マノラマ・グループ
12	デیلیー・メール	イギリス	英語	2,044	デیلیー・メール・アンド・ジェネラル・トラスト
13	メール・オン・サンディ	イギリス	英語	1,981	デیلیー・メール・アンド・ジェネラル・トラスト
14	ヒンドゥスタン	インド	ヒンディー語	1,868	ヒンドゥスタン・メディア・ベンチャー社
14（*3）	USA トウデイ	アメリカ	英語	1,832	ガネット社
15	エナドゥー	インド	テルグ語	1,717	エナドゥー・グループ
16	産経新聞	日本	日本語	1,610	フジサンケイグループ
17	ラジャスタン・パトリカ	インド	ヒンディー語	1,603	ラジャスタン・パトリカ社
18	ザ・ヒンドゥー	インド	英語	1,500	The Hindu Group
19	ロックマート	インド	マラーティー語	1,499	Lokmat Media Limited
20	ディナ・タンディ	インド	タミル語	1,495	タンディ・トラスト
33	ニューヨークタイムス	アメリカ	英語	1,034	ニューヨークタイムス社
37	新疆経済報	中国	中国語	650	中国政府
38	ビーブル	イギリス	英語	650	トリニティ・ミラー
46	中国青年報	中国	中国語	460	中国共産主義青年団
47	ザ・タイムス	イギリス	英語	437	ニューズ・コーポレーション

＜出典＞英語 Wikipedia “List of newspapers in the world by circulation”

http://en.wikipedia.org/wiki/List_of_newspapers_in_the_world_by_circulation

*なおこのリストは、国際販売部数調査連盟（International Federation of Audit Bureau of Circulations）の2011年データをもとにしている。「世界新聞・ニュース発行者協会」（世界新聞協会）（WAN-IFRA）のデータよりはるかに信頼できる。

*このリストには無料紙は含まれない。

*日本の新聞の発行部数についてはABC調査によっても信頼が薄い。英語ウィキペディアの記述が「押し紙」（押しつけ拡販紙）が含まれているか又は誇張があるととして順位には入れていない。このリストでは便宜上順位をいれた。

*1ドイツ「ビルト紙」の部数は2009年。世界新聞協会の登録では354万8000部（2010年）としている。

*2かつては英語紙として世界最大部数だったが2011年に廃刊。

*3数字は2010年。世界新聞協会の登録では229万3000部と登録している。

現在の日本の新聞体制は、戦前40－41年に完成した国家総動員体制の時に成立した

多くの人たちが、日本の新聞体制は1945年の敗戦の時に新たにスタートしたとなんとなく思っています。これは事実ではありません。同じファシズム敗戦国であるドイツとイタリアで、戦前ヒトラー時代やムッソリーニ時代を支えた一般日刊紙はいったん全部解散し、あらたに復刊を含めて戦後スタート切ったのと、国家総動員体制をそのまま引き継いで戦後も継続した日本の新聞の決定的違いがそこにあります。

日中戦争（1930年～1945年）が始まると、本格的な新聞の統制・統廃合が始まります。「昭和14年（1939年）3月内務省は新聞・雑誌の創刊を認めない方針を打ち出し、15年（1940年）2月には、新聞社の調査を行って購読料、広告料の強要をおこなう新聞社に解散を命じて統制の強化を実行した」（『日本マスコミュニケーション史（増補）』東海大学出版会1989年182頁）それを示すデータが表11です。新聞社（非日刊紙を含む）の数は1938年をピークに太平洋戦争直前の1941年4月末には5190社にまで減少します。この時期は弱小零細紙整理統合の時代と言っていいでしょう。「新聞は自由主義から国策に沿った世論指導の機関へと転換を迫られた」（同184頁）（コトはそう単純ではありませんがまとめて言えばこの記述は正しいと思います。悪質な新聞もこの時期淘汰されました）

1941年に入ると太平洋戦争前夜で1月11日、国家総動員法20条に基づき新聞紙等掲載制限令が發布されます。政治の世界で大政翼賛会が成立すると、新聞界でも一元的統制機関が必要とされ、朝日の緒方竹虎、毎日の高石真五郎、読売の正力松太郎らが中心になって1941年6月、自主統制組織の性格を色濃く帯びた日本新聞連盟が設立されます。

41年9月政府は新聞連盟に、「東京、大阪に数種の大新聞を残し、名古屋、福岡、北海道に地方的有力紙（今日言うブロック紙）を残しその他1県1紙主義とする」ように要求しました。（日本新聞100年史再刊版401頁。なおこの記述は評論家の御手洗辰雄の執筆です）

こうして、日中戦争の深まり、太平洋戦争の開始に伴い戦争遂行のための国家総動員法が施行され、国家言論統制の目的で新聞の統廃合が進められ、次第に現在の新聞体制の原型が形作られていきます。

1942年2月には政府が指定する104社で「日本新聞会」が創立され、新聞の統廃合が極限まで推し進められます。

東京では報知新聞が読売新聞に統合され、国民新聞が都新聞と統合して東京新聞が生まれ、日刊工業新聞が中外商業新聞と合併させられて日本経済新聞が誕生します。大阪では大阪時事が夕刊大阪新聞と合併して大阪新聞が、また日本工業新聞が多くの業界紙を統合して産業経済新聞（今日の産経新聞）が生まれます。名古屋地区では長年のライバル同士だった新愛知新聞と名古屋新聞が合併して中部日本新聞（今日の中日新聞）が誕生、福岡地区では、福岡日日新聞と九州日報が合併して西日本新聞が誕生、北海道地区では北海タイムスを中心に全北海道の新聞が統合されて北海道新聞が誕生します。同様に他府県の新聞はほぼ1県1紙で統合し、今日の体制ができあがります。表12はその間の日刊紙の数を表にしたものです。1938年には有

料日刊紙が日本全国で739紙あったものが、太平洋戦争が始まる直前には184紙、**国家総動員体制が完成する1942年には128紙から54紙に激減**しています。

今日からみると、軍部・政府の圧力で無理矢理新聞が合併させられ、軍部の暴力と法令でがんじがらめにさせられて言論が屈服したと見えますが、実態は必ずしもそうではありませんでした。多くの新聞がこの合併統合で恩恵を受けたのも事実です。

まず**新聞の数が減り、残った新聞は中央・地方の例外なく部数を激増させました。広告収入も安定して経営はにわかに好転、青息吐息だった新聞経営は一転、うまみのある高収益事業に変化した**のです。

合併させられた東京の報知新聞や都新聞はすでに倒産寸前の状況にあったので、統合合併は渡りに船でした。また地方では長年の競争で、資材難と広告収入の激減などで廃刊寸前の新聞がおおかったのですが、にわかに1県1紙の特権に守られることになり、**日本新聞100年史の当該執筆者の御手洗辰雄は多くの地方紙にとって、新聞統廃合は「夢のような幸運だった」と書いています。**また朝日・読売・毎日の3大紙も、全国紙として政府からの庇護を受けながら、勇ましい戦争報道を武器にして部数を伸ばしていったのです。（日本の新聞は日清・日露戦争をはじめとしてその後戦争が起きて戦争報道のたびに部数を拡大していったのが実情です。）

戦後GHQは、日本占領時代、新興の新聞を奨励する政策を取り、日本に新興日刊紙ブームが起こります。GHQは不足していた新聞用紙を新興新聞社に優先的に割り当てる政策すらとったのですが、すでに大新聞と対抗する力はなく、また地方においても1県1紙の特権をもっていた地方紙に対抗して生き残っていくのは難しく、多くは早い時期に廃刊していったのが実情です。本来新聞の民主化を進めるには、ドイツやイタリアのように、いったん全ての新聞社を解散して、戦後新たに全ての新聞社を全く平等な競争条件の下でスタートさせるべきだったのかもしれません。

その後も**陰に陽に政府の保護の下に日本の新聞社は特権的な地位を保ってきたのです。**戦後の話はそれなりに面白いのですが割愛します。現在の新聞社の体制が、1940年－41年の国家総動員体制のまま今日を迎えていると事実だけを指摘するにとどめます。

表11 日本の全国新聞社数

年別	全国新聞者数
1937年 昭和12年4月末	13,075
1938年 昭和13年5月末	13,429
1939年 昭和14年5月末	11,038
1940年 昭和15年4月末	8,124
1941年 昭和16年4月末	5,190

【参照資料】日本マスコミュニケーション史 183～184p

表12 日本の日刊紙数

年別	日刊紙数
1938年 昭和13年	739紙
1941年1月 昭和16年	244紙
1941年10月	184紙
1942年2月 昭和17年	128紙
1942年10月	54紙

地方紙の1県1紙制度が完成
【参照資料】日本マスコミュニケーション史 202p

異常に高い日本人の新聞に対する信頼度

日本の新聞を巡るもう一つの「不思議」は、日本人の新聞に対する信頼度が突出して高い、ということです。図7はガーベジニュースというサイトに掲載されているグラフです。この調査は、国際的プロジェクト「世界価値観調査」の実施した「主要国における新聞・雑誌・テレビの信頼度」調査から新聞に関する調査を抜粋したものです。

各国でサンプル1000を抽出し、2010年から2014年にかけて調査した結果ということで、他の調査ともほぼ同様の傾向を示していますが、この調査は出典・説明が明らかなので引用させていただくことにしました。

数字の出し方は、「非常に信頼する・やや信頼する」の選択を単純に足し算して、「余り信頼しない・全く信頼しない」選択の和を引き算して、全体の割合を求めたものと説明されています。(拡散指数=DI値での表示)

なおこの場合の「信頼する」とは、恐らくは「無批判・無条件に受け入れる」という意味だと思います。日本の新聞は、他の国に比べても引用出典明示が極端に少なく、また発表報道の割合が多い(ある統計によると約63%)という世界の新聞の中でも特異な体質をもっており、それだけでも私からいうと「批判の対象」ということになるのですが、この統計によると全く逆の結果を示しています。

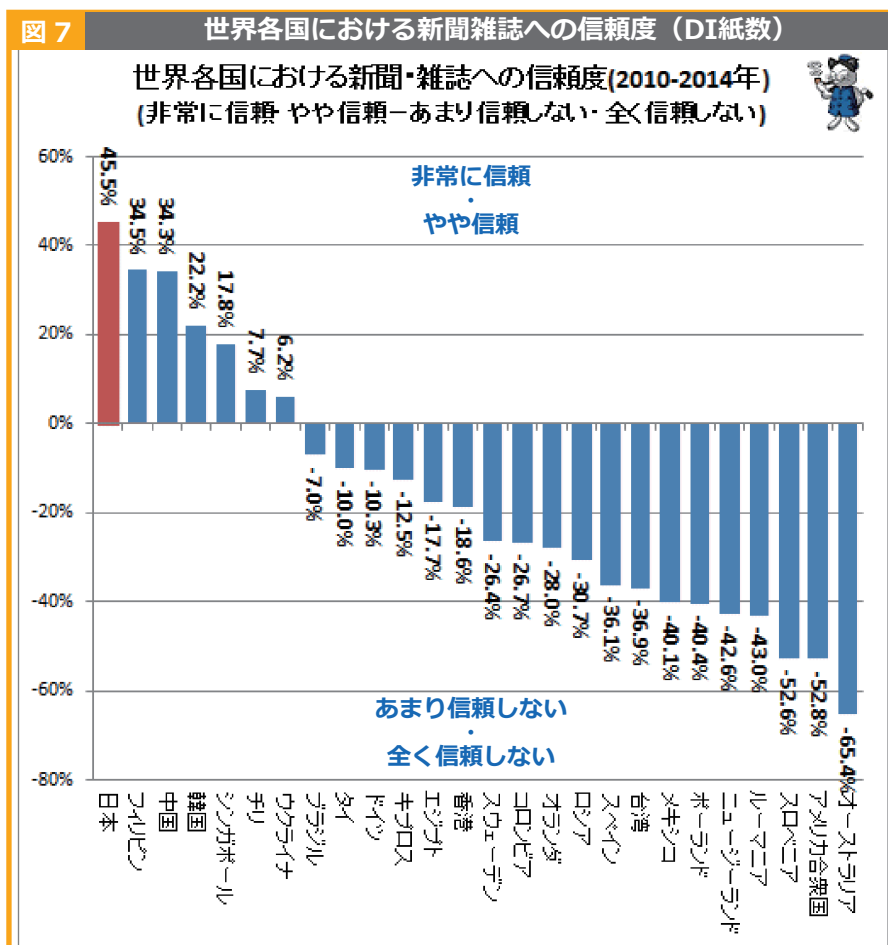
まず信頼度の高さからいうと、日本は45.5%でダントツに高い指数をしめています。次位がフィリピン、それから中国、韓国、シンガポールと続きます。新聞に対する信頼度が高いのはアジア的特徴なのかも知れません。それにしても日本人の新聞に対する信頼度は私からすると「異常」と映ります。

逆に信頼度が低い国では、オーストラリアが-65.4%、アメリカが-52.8%、スロバニア、ルーマニア、ニュージーランドと続きます。ここからなにか傾向を見いだすことは難しいのですが、長くアメリカでジャーナリストとして暮らした私の経験からするとアメリカでの信頼度が低いというのはわかるような気がします。とにかく比べるものが多いのです。新聞の数そのものも多いのですが、各エスニック社会がまた必ず母語での新聞をもっています。韓国人は新聞好きで有名ですが、多くの種類の朝鮮語新聞をもっていますし、日本人社会は日本語新聞、移民の種類だけ新聞の数があります。英語の新聞ばかりではないのです。比較するものが多いと、一つの新聞が書いていることを鵜呑みにするわけにはいかない、という習慣が自然と身につく、信頼度に反映しているのだ、と解釈ができます。

日本人の新聞に対する信頼度がなぜ突出して高いのか？今のところ誰も合理的な説明を与えていません。私にもさっぱりわかりません。

ただ多くの日本人が、言語的な閉鎖空間に暮らしており、他の言語空間と比較する機会に恵まれていないことと関係がありそうだという気がするという程度です。

しかしはっきりしていることが一つだけあります。もし誰かが新聞に対する信頼度の高さを悪用し、また新聞の種類がすくなく、1紙当たりの発行部数が多いという特徴をうまく使ったら、日本社会は容易にファシズム言論統制社会に入っていくてしまうだろう、ということです。もしかするともう入ってしまったのかもしれません。何しろ「1億総活躍社会」を提唱する首相をいただく社会ですから。私などは国家総動員体制をすぐ連想してしまいます。



【以下説明を抜粋】

【World Values Survey(世界価値観調査)】から、「主要国における新聞・雑誌やテレビ(要はマスコミ)に対する信頼度」について確認

国際的プロジェクト「世界価値観調査」によるもの。各国・地域毎に全国の18歳以上85歳以下の男女1000サンプル程度(実際には1000-2000人程度)の回収を基本とした個人対象の意識調査。調査そのものは5年おきに実施されているが、調査期間によって一時的に対象外となる国も少なくない。例えば直近の調査結果は2010年から2014年に渡って行われたものだが、現時点でフランスやイタリア、イギリスなどは調査結果が掲載されていない(現在も精査中で今後掲載される可能性はある)。

この選択肢のうち今回は「非常に信頼する」「やや信頼する」の肯定派を単純に加算して、その値から「あまり信頼しない」「全く信頼しない」の否定派の値を引き、各メディアへの信頼度(DI値)を算出することにした。つまりこのDI値が大きいほど、その国では対象メディアが信頼されていることを意味する。

【参照資料】世界各国の「新聞・雑誌」や「テレビ」への信頼度をグラフ化してみる(2010-2014年)(最新)
<http://www.garbagenews.net/archives/1102258.html>